

税 申告相談が始まります

本年度の申告相談は、2月14日から3月17日まで行われます。確定申告が必要ない人でも、市・県民税や国民健康保険税の税額を決めるために市への申告が必要な場合があります。別途配布する申告相談の案内をよく読み、期限までに申告を済ませましょう。今回の申告に関係する市・県民税の改正点と合わせ、申告相談のポイントをお知らせします。

申告相談での注意点

申告相談は2月14日（木）から3月17日（月）までです。申告相談では、相談者の待ち時間を短縮するため、事業所得（営業、農業）、不動産所得、医療費控除については、必ず領収書などの集計をした上で相談会場にお越しください。集計が済んでいない場合は、受け付けできませんので注意してください。各総合支所で行う申告相談日程など詳しくは、別途配布する「平成20年度 市・県民税、国民健康保険税申告のご案内」をご覧ください。申告に必要なものは次のとおりです。

- ① 事前に送付された人は、市・県民税申告書か所得税確定申告書
- ② 印鑑（認め印可）
- ③ 給与・公的年金などの源泉徴収票や支払調書
- ④ 事業所得（営業、農業）、不動産所得がある人は、決算資料（収入・経費の確認ができるもの）や収支内訳書
- ⑤ 医療費控除を受ける人は、19年中に支払った医療費の領収書（必ず、支払った医療費の合計額などをまとめた明細書を持参してください）
- ⑥ 生命保険料・地震保険料・国民年金保険料・健康保険料など

どの控除（払込）証明書か領収書（領収書を持参しないと控除を受けられない場合があります）

市・県民税の改正点

◆地震保険料控除の創設

地震保険料などの支払い金額の2分の1（最高25,000円）に相当する金額を控除。

ただし経過措置として、18年末までに結んだ長期損害保険の保険料（保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの）は、これまでの損害保険料控除（最高100,000円）が適用されます。

◆老年者の非課税措置の廃止に伴う負担軽減措置の終了

18年度から老年者（65歳以上）に対する非課税措置の廃止に伴う経過措置が設けられていたが、20年度（今回の申告分）からは全額課税となります。

◆税源移譲時の年度間の所得変動による負担増の調整

19年度は、国から地方へ税財源を移し、充実させることを目的に行われた税源移譲により、ほとんどの人は所得税（国税）が減り、その分、市・県民税（地方税）が増えています。しかし、退職などの特別な理由により、19年中の所得が大きく下

がり所得税がかからなくなった場合は、税源移譲による所得税減額の影響は受けられない一方で、住民税増額の影響を受けることになります。このように18年と19年中に大きく所得が変わったための負担増を調整するため、経過措置が創設されました。この措置は、19年度分の市・県民税についてのみ適用されます。具体的には、20年度分の市・県民税が確定後に申告が必要になりますが、該当する人にはことし6月に市から通知する予定です。対象者や計算方法などについては、後日別途お知らせします。

◆住宅ローン控除（住宅借入金等特別控除の減少に伴う措置）

住宅ローン控除は、所得税から一定の基準により税額が控除される制度ですが、税源移譲により所得税が減少し、これまで住宅借入金等特別控除を受けていた人の控除額が減ってしまう場合があります。このため、平成11年1月1日から18年12月31日までに入居した人に限り、申告により住民税の所得割分から控除する経過措置（最長28年度まで）が設けられました。

■問い合わせ 各総合支所税務課 市民税係

住宅ローン控除のポイント

住民税から住宅ローン控除を受けるためには、毎年3月15日（ことしは3月17日）までに、該当年の1月1日に住んでいる市区町村に「住宅借入金等特別税額控除申告書」（3枚複写）を提出する必要があります。申告書と記載要領は各総合支所税務課や税務署窓口にあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

給与所得者対象に申告書作成会

収入が給与所得のみの人で、年末調整で所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった人を対象に、申告書作成会を開催します。詳しくは別途配付の「市・県民税、国民健康保険税申告のご案内」をご覧ください。

- 日時＝2月13日（困）午後1時～7時
- 場所＝市役所3階講堂

「住宅借入金等特別税額控除申告書」を市区町村に提出すると

【住宅ローン控除の例】

夫婦と子ども2人、給与収入700万円、住宅ローンの控除可能額が27万円の場合（そのほかにも一定の条件の下で試算した目安です）

税源移譲前

	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	263,000	263,000	0
住民税	196,000	0	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

年末調整のみの場合（申告しない）だと

税源移譲後

	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	0	293,500
合計	459,000	165,500	293,500

税源移譲で所得税が減ったため、所得税から受けられる住宅ローン控除は、税源移譲前と比べ97,500円減少。その分実際の負担額の合計も増加しています。

税源移譲後

	税額	住宅ローン控除額	負担額
所得税	165,500	165,500	0
住民税	293,500	97,500	196,000
合計	459,000	263,000	196,000

所得税から引くことができなかった分（97,500円）が住民税で調整され、実際の負担額の合計は税源移譲前と同額になります。

各種

確定

申告書

作成会

内容	開催日時	場所	対象者
税理士による還付等申告書作成指導	2月2日（困）10:00～15:30	メイプル本館（水沢区横町）地下1階多目的ホール	年金所得者、給与所得者のうち、医療費控除などを受ける人 ■問い合わせ＝市内の税理士事務所
	2月3日（困）10:00～15:30		

※上記のほか、税理士による無料税務相談が2月22日（困）に行われます。詳しくは市内の税理士事務所へ。
■確定申告に関する問い合わせ＝水沢税務署個人課税第一部門（☎ 5111 → 音声案内に従い「9」を選択してください。電話相談センターが対応します（同センターでは東北税理士会員税理士も従事しています））

内容	開催日時	場所	対象者
年金所得者・給与等の 還付者確定申告書作 成会	1月29日(四) 9:00～16:00	江刺総合支所 1 階多 目的ホール	年金所得者 給与所得の還付者のうち、中途退職した人・年末調整が 終わっていない人・医療費控除を受ける人 上記のうち、事業所得（営業、農業）があり、収支内 訳書が完成している人 ※作成した申告書はその場で提出できます。 ■問い合わせ＝水沢税務署個人課税第一部門
	1月30日(四) 9:00～15:30		
	1月31日(四) 10:00～16:00	メイプル本館（水沢 区横町）地下 1 階多 目的ホール	
	2月1日(金) 10:00～15:30		

※市の申告相談は大変混雑が予想されます。上記作成会の対象となる人は、この機会の活用をお勧めします。